

令和5年度 指定管理施設の管理運営状況(年間)モニタリング評価表

1 施設概要

施設の名称	浦添市立前田ユブシが丘児童センター
指定管理者名	特定非営利活動法人オキナワ・ハンズオン・エヌピーオー
指定期間	令和3年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日

2 利用状況

利用月	利用者目標数	利用者数	利用率%
4月～9月	4,500	4,109	91.31
10月～3月	4,500	3,919	87.09
合計	9,000	8,028	178

3 収支の状況

	予算額	実績額	差額
収入			
指定管理料	15,939,467	15,939,467	0
利用料金	15,000	4,500	10,500
受取利息	30	23	7
収入合計(A)	15,954,497	15,943,990	10,507
支出			
人件費	12,310,000	12,396,663	-86,663
外部委託費	1,170,000	1,161,665	8,335
その他経費	1,484,759	1,597,388	-112,629
支出合計(B)	14,964,759	15,155,716	-190,957
収支合計(A)-B)	—	788,274	—

4 精算額 788,274 円

5 自主事業

事業名	内容	利用者数
前田小学校SDGs子ども農園	地域の方から教わりながら種まきから収穫までの食農体験を行いました。	250
正月(そーぐあち) 指撫(うびな)でいーぬ儀式(ぎしち)	「イノウシガー(井の大人川)」にて、沖縄正月ウビナディの風習を体験しました。	31
お仕事SDGs！発見隊～JICA沖縄～	JICA沖縄に見学に行き、多文化共生社会に向けたSDGsな取り組みについて学びました。	40
合計		321

6 指定管理者の分析(サービス向上の取組等)

児童福祉法 の精神である『子どもの最善の利益が優先』を念頭に、館内完結型の児童センタープログラムだけでなく、地域協働型プログラムを通して、子どもたちのウェルビーイング(精神的、身体的に健康状態)を持続的な幸福感につなげる児童館と学校、地域との協働モデル構築を目指しました。

7 項目別評価表

市評価年月日 令和7年4月24日

指定管理者と市が評価する。(4:優良 3:適正 2課題含 1要改善)

施設の状況により、項目内容は変更する場合がありますが、25項目数は変更しない。

項目	維持管理に関すること(年2回以上) 【適正性】	自主評価	市評価
①	法令等を遵守しているか。	4	3.5
②	労働環境は適正か。	4	4.0
③	収入・支出の取扱は適正か。	4	3.0
④	年間事業計画のとおり業務を遂行しているか。	4	4.0
⑤	開館時間、休館等は適正か。	4	4.0
⑥	利用者の個人情報保護は適正か。	4	4.0
⑦	日常の事故防止、安全対策は適正か。	4	4.0
⑧	日常の清掃は適正か。	4	3.5
⑨	防犯・警備業務は適正か。	4	4.0
⑩	備品の管理は適正か。	4	4.0
⑪	施設の維持管理(修繕)は適正か。	4	4.0
⑫	危機管理体制(緊急時対応)は適正か。	4	3.5
⑬	施設の使用許可、使用料の減免は適正か。	4	3.5
⑭	利用者に対する接客や職員態度は適正か。	4	4.0
⑮	施設の維持管理に係る人員は適正か。	4	4.0
⑯	施設の定期保守点検は適切か。	4	4.0
16項目	小計	64	61.0

点数を記載する。

項目	経営等事務処理に関すること(年1回以上) 【効率性】	自主評価	市評価
①	適正な経理事務であるか。	4	3.0
②	省エネルギー等環境配慮に努めているか。	4	3.0
③	支出の減少を図る取組を行っているか。	4	3.0
④	職員の資質・能力の向上を図る取組をしたか。	4	4.0
4項目	小計	16	13.0
項目	【有効性】		
①	施設の設置目的が十分に達成できたか。	4	4.0
②	利用者の意見を把握するしくみが確立しているか。	4	3.5
③	協定は遵守しているか。	4	4.0
④	利用者の満足度はどうか。	4	4.0
⑤	地域のため貢献しているか。	4	4.0
5項目	小計	20	19.5
25項目	合計	100	93.5

8 評価基準

(前ページの25項目(年間)合計を100点満点とする。)

	評価点	評価内容
項目別評価	4	法令等を遵守し、計画された業務水準を超える指定管理者独自の取組を実施するなど、特に優れている。
	3	法令等を遵守し、適正に指定管理業務を行っており、計画された業務水準のとおり成果を上げている。
	2	法令等を遵守しているが、指定管理業務の一部に課題がある。
	1	法令等を遵守しておらず、改善の必要がある。又は年間を通じ計画された業務の水準を達成できなかった。

ここでの「法令等」とは、法令、条例、規則、協定書、仕様書、事業計画書等をいう。

	評価		評価内容
総合評価	A	優良	市の項目別評価がすべて3点以上、かつ90点以上である。中間評価の場合は、53点以上とする。
	B	適正	市の項目別評価がすべて3点以上、かつ75点以上90点未満である。中間評価の場合は、45点以上53点未満とする。
	C	課題含	市の項目別評価に2点が1つでもある。
	D	要改善	市の項目別評価に1点が1つでもある。

9 市の総合評価

評価	評価コメント
A	・適正に運営が行われている。引き続き利用者の満足度向上に取り組まれない。